

品川ふ頭外貿岸壁外3施設の指定管理者候補者の決定について

港湾局が所管する品川ふ頭外貿岸壁外3施設の指定管理者候補者を、下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

今後、平成28年第四回東京都議会定例会に指定の議案を提出し、議決が得られた後、指定管理者の指定を行います。

記

1 対象施設

- 品川ふ頭外貿岸壁（品川区東品川五丁目1番）
- 品川ふ頭外貿棧橋（品川区東品川五丁目地先）
- 青海ふ頭岸壁（江東区青海三丁目31番）
- 青海ふ頭棧橋（江東区青海三丁目地先）

2 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者候補者の名称

東京港埠頭株式会社

4 選定の経緯及び選定理由

(1) 選定方法

都が所有する対象施設（岸壁・棧橋）は、東京港埠頭株式会社が所有する背後の荷さばき施設（ガントリークレーン・ヤード等）と物理的に連続しており、これらを一体的に管理運営することで、効率的な荷さばきを実現できる施設である。

また、東京港埠頭株式会社が培った外貿コンテナふ頭（岸壁・棧橋・荷さばき施設等）の管理運営実績とノウハウを活用し、使いやすい港づくりを進め、消費者である都民の生活の向上につなげるため、特命により指定管理者の候補者を選定した。

選定に当たっては、選定委員会による書類審査及び事業者ヒアリング等の審査を実施した。

(2) 選定の経緯

事 項	日 程
申請及び事業計画書等の提出	平成28年8月26日（金）
選定委員会の開催	平成28年9月20日（火）

(3) 評価項目

東京都港湾管理条例第28条第2項及び同条例施行規則第14条の2に基づき以下の項目

評価項目
団体の能力の検証
<ul style="list-style-type: none">・ 安定的な経営基盤を有していること。・ 各施設又はこれに類する施設における良好な管理の業務の実績を有すること。・ 業務に相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。・ 各施設の管理運営及び維持の技術に関する指導育成体制が整備されていること。
管理運営水準の確保
<ul style="list-style-type: none">・ 適正な維持管理が行えること。・ 利用者に対する質の高いサービスが提供できること。
管理運営の効率化
<ul style="list-style-type: none">・ 効率的な管理運営が行えること。

(4) 選定理由（議事要旨）

- ・ 事業者の財務状況は安定的であり、また、これまでの管理実績から施設の現状・特性等を適切に理解しており、当該事業を遂行していく上での十分な能力を有している。
- ・ 背後の荷さばき施設の利用状況に合わせ係船調整等を行うなど、岸壁・栈橋と背後施設との一体的な管理による質の高い利便性向上策を提案しており、効果的・効率的な管理運営が期待できる。
- ・ 都の管理運営基準に沿った管理・監督体制が取られ、修繕規模の大小や緊急性の高低に応じた具体的・積極的な対応方法が提案されるなど施設の適正な維持管理が期待できる。
- ・ 事業計画書において、人件費、事業費及び収入見込の積算内訳等が適切かつ具体的に記入されており、適切な収支計画と評価できる。

5 候補者の事業計画書の概要

管理運営に関する基本的事項、人員配置計画、運営管理計画、施設維持管理計画及び施設の使用許可等については、以下のURLをご参照ください。

<http://www.kouwan.metro.tokyo.jp/jigyo/shiteikanrisya/sentei/28kouhosya.html>

6 選定委員会名及び委員氏名

「公共外貿コンテナふ頭施設等の指定管理者選定委員会」

委員長	松川桂子	東京都港湾局港湾経営部長
委員	金子邦博	公認会計士
	松田千恵子	首都大学東京都市教養学部教授
	村上敏夫	一般社団法人日本物流団体連合会 理事・事務局長
	飯田紀子	東京都東京港管理事務所長

〈問い合わせ先〉

港湾局港湾経営部振興課
(直通) 03-5320-5559